

岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県教育委員会
教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公用車運行管理規程（昭和55年岩手県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。 (交通事故等の措置)	第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止 <u>その他の環境保全</u> 上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。 (交通事故等の措置)
第15条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により <u>道路交通法第72条第1項</u> に規定する交通事故が発生したときは、 <u>同条</u> に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。	第15条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により <u>道路交通法第67条第2項</u> に規定する交通事故が発生したときは、 <u>同法第72条第1項</u> に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年3月29日から施行する。